

## 言語文化研究科履修規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、「文教大学大学院学則」(以下「学則」という。)第12条第3項、第14条及び「文教大学大学院履修規程」第8条の規定に基づき、大学院言語文化研究科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定める。

(授業科目)

**第2条** 授業科目は、学則に基づいて開講するものとし、単位及び履修年次は、別に定める課程別のカリキュラム表による。

(履修科目)

**第3条** 授業科目は、当該年次及び下級年次に配当されているものに限り履修することができる。ただし、課程の特別な指定がある場合は、この限りではない。

(科目の履修)

**第4条** 言語文化専攻修士課程においては、次の履修方法により、合計30単位以上を修得しなければならない。

- (1) 共通科目から4科目8単位以上
- (2) 主とする分野から6科目12単位以上
- (3) 従とする分野から2科目4単位以上
- (4) 本課程の全ての科目及び本学の他研究科が履修を認める科目の中から、3科目6単位以上。ただし、他研究科の科目を履修する場合には、本研究科が別に定める「他研究科科目の単位履修に関する細則」に従うものとする。
- (5) 本研究科と協定を行った他の大学院(外国の大学院を含む。)において、その授業科目を履修することができる。修得した単位は、6単位を超えない範囲で研究科教授会の議により本研究科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。単位の認定は、「他の大学院で修得した単位の認定に関する規定」に従う。

**第5条** 言語文化専攻博士後期課程においては、次の履修方法により、合計16単位以上を修得しなければならない。

- (1) 選択必修科目から同一の教員が担当する科目を3科目計12単位
- (2) 本課程の全ての選択科目から2科目4単位以上
- (3) 本研究科と協定を行った他の大学院(外国の大学院を含む。)においてその授業科目を履修することができる。修得した単位は、4単位を超えない範囲で研究科教授会の議により本研究科における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。単位の認定は、「他の大学院で修得した単位の認定に関する規定」に従う。

(聴講)

**第6条** 学生は、研究指導教員から研究指導上必要と認められた場合には、文学部の授業科目を授業担当者の許可を得て聴講することができるものとし、これによって修得した単位は、課程修了に必要な単位に算入することはできないものとする。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、言語文化研究科教授会の議を経て決定する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

**附 則**

この規程を一部改正し、平成22年4月1日より施行する。

**附 則**

この規程を一部改正し、平成24年4月1日より施行する。

**附 則**

この規程を一部改正し、平成27年4月1日より施行する。